

## 令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和元年12月12日（木） 午後4時00分

### 2 農業委員

出席委員 10名

- |              |             |              |
|--------------|-------------|--------------|
| 2. 古川 和昭 委員  | 3. 石原 和弘 委員 | 4. 鈴木 一男 委員  |
| 5. 山田 芳裕 委員  | 6. 奥山 喜和子委員 | 7. 浅海 博行 委員  |
| 8. 石井 栄一 委員  | 9. 時田 将 委員  | 10. 鈴木 有光 委員 |
| 11. 川村 誠司 委員 |             |              |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員  | 飯田 展久 委員 |          |

### 3 事務局出席者

- 事務局長 佐山 佳明  
事務局次長 浅海 一洋  
主任主事 山田 亮  
主任主事 田中 絵美

### 4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

- |                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について            | 2件  |
| 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について    | 1件  |
| 議案第3号 特定生産緑地の指定について                   | 46件 |
| 議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について    | 3件  |
| 議案第5号 農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定について | 1件  |
| 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について         | 2件  |
| 報告第2号 農地法第4条の規定による転用届出について            | 1件  |
| 報告第3号 農地法第5条の規定による転用届出について            | 5件  |
| 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について          | 1件  |

### 5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員に  
8番、石井栄一委員  
9番、時田将委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。  
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。  
今回の現地調査班は1班です。石井栄一班長より総括的な報告をお願いいたします。

石井 班長 議長  
浅海 議長 8番、石井栄一班長  
石井 班長 1班の現地調査の報告をいたします。  
12月2日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。  
提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について2件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件、特定生産緑地の指定について46件、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について3件の計52件です。  
1班といたしましては、いずれも許可相当と判断いたしましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。  
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。  
以上で1班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。  
それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。  
山田主任主事 議長  
浅海 議長 山田主任主事  
山田主任主事 議案書の3ページをご覧ください。  
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。  
申請地は、畑1筆、面積793平方メートルです。  
転用計画は、所有権移転による資材置場用地です。

申請理由は、譲受人は建築業を営んでいますが、事業の拡大に伴い、現在の資材置場だけでは手狭になってしまったことから、新たな資材置場を計画するもので、転用計画は適当であるものと思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、砂利敷きによる自然浸透により流出を抑制するとともに、既設ブロック及び波板で周囲を囲むことで土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、半径500メートル以内に鉄道の駅があることから、第2種農地に該当します。代替性につきましては、申請地は譲受人の自宅から近く、利便性が良いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われます。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

濱田 委員

議長

浅海 議長

濱田光一推進委員

濱田 委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告をいたします。

12月2日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積793平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、駐車場として利用しているところに設置された鉄製ポールについて確認したところ、撤去するとの回答でした。次に、現況では入口部分に電柱が立っている点について指摘したところ、電柱は撤去しないので避けて入口を設置するとの回答でしたので、総会までに土地利用計画図の差し替えを指示し、計画変更した土地利用計画図を本日確認しました。次に、許可後は速やかに着工し、使用後は工事完了報告書を提出するとともに、使用を開始してから6か月後に地目変更を行うよう指導しました。最後に、開発指導室から建物等の建築はできないこと、道路河川整備課より、区域外への雨水の直接流出がないこと、道路河川管理課より、U字溝の横断グレーチングへの布設替えを検討するとともに、道路及び水路との境界部の構造について説明願いたい旨の依頼があったことを伝えました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程  
よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議の  
ない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議  
番号2を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2でござ  
います。

申請地は、畑1筆、面積1,291平方メートルの内378.74平方メー  
トルです。

転用計画は、使用貸借による分家住宅用地です。

申請理由は、譲受人が結婚をすることに伴い、実家に隣接する父親の所有地  
に分家住宅の建築を計画するもので、転用計画は適当であるものと思われま  
す。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内に浸透枡を  
設置し雨水の流出を抑制するとともに、農地との隣接部分にブロック3段積み  
を設け土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、集団的に存在している農地で、概ね10ヘクター  
以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しま  
すが、本件は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の  
日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであること  
から、不許可の例外事由に該当します。

資金につきましては、金融機関からの融資を受け、借入事前相談結果通知書  
により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発許可申請書の写  
しにより申請済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

奥山 委員

議長

浅海 議長

6番、奥山喜和子委員

奥山 委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2の調査報告をいたします。

12月2日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積1,291平方メートルの内378.74平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、土砂等の流出対策として、設置予定のブロック3段積みでは構造上対応しきれない可能性があるため、再検討願いたい旨お願いしました。次に、残地について今後もしっかり耕作するよう指導すること、また、資材置場にすると違反転用になる旨を周知しました。最後に、許可後は速やかに着工し、使用後は工事完了報告書を提出するとともに、地目変更を行うよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様ご審議の程よろしく願います。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

浅海 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、  
審議番号1でございます。

申請地は、畑3筆、合計面積7,954平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買取り申出を行うために提出されたものです。

買取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事  
情聴取により確認しています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

澁谷 委員 議長

浅海 議長 澁谷好治推進委員

澁谷 委員 議案第2号生産緑地に係る主たる従事者についての証明願について、審議番  
号1の調査報告をいたします。

申請地は、畑3筆、合計面積7,954平方メートルの梨畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするため  
に申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由が生じた者は農業  
従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主た  
る従事者であったことを証明することは、適当であると思われま。

皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議の  
ない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号特定生産緑地の指定について、審議番号1から審議番  
号46までを、議案の内容により一括審議としたいと思いますがご異議ありませ  
んか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 異議なしと認め、審議番号1から審議番号46までを一括審議といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページから16ページまでをご覧ください。

議案第3号特定生産緑地の指定について、審議番号1から審議番号46までを一括して説明いたします。

本案は、生産緑地法第10条の4の規定により特定生産緑地の指定の申出があった生産緑地について、鎌ヶ谷市生産緑地地区事務取扱要綱に基づき、鎌ヶ谷市長より意見を求められたものです。

都市計画の告示を受けてから30年が経過する生産緑地で、以後も良好な都市環境の形成に資すると認められる農地が、当該指定の対象となります。

特定生産緑地は、都市計画が新たに指定される令和4年11月24日から起算して10年を指定期間とし、当該期間を経過した以降も、必要があると認められる場合は、期間を延長することとしています。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員

議長

浅海 議長

10番、鈴木有光委員

鈴木 委員

議案第3号特定生産緑地の指定について、審議番号1から審議番号46までを一括して報告いたします。

申請地は、審議番号1は、畑2筆、合計面積12,658平方メートルの普通畑及び樹園地で、審議番号2は、畑1筆、面積2,000平方メートルの普通畑で、審議番号3は、畑2筆、合計面積3,877平方メートルの普通畑で、審議番号4は、畑5筆、合計面積5,823平方メートルの樹園地で、一部農業用倉庫が含まれています。審議番号5は、畑1筆、面積991平方メートルの普通畑で、審議番号6は、畑2筆、合計面積3,920平方メートルの樹園地で、審議番号7は、畑12筆、合計面積8,183.25平方メートルの普通畑及び樹園地で、一部収用による鉄道事業用地が含まれています。審議番号8は、畑6筆、合計面積3,412平方メートルの普通畑で、審議番号9は、畑1筆、8,338平方メートルの樹園地で、審議番号10は、畑3筆、合計面積5,150平方メートルの樹園地で、審議番号11は、畑13筆、合計面積20,961平方メートルの樹園地で、審議番号12は、畑3筆、合計面積2,448平方メートルの普通畑で、審議番号13は、畑2筆、合計面積475平方メートルの樹園地で、審議番号14は、畑11筆、合計面積8,541平方メートルの普通畑及び樹園地で、審議番号15は、畑6筆、合計面積5,904平方メートルの普通畑及び植木の育成畑で、審議番号16は、畑6筆、合計面積5,769平方メートルの樹園地で、審議番号17は、畑3筆、合計面積12,747平方メートルの樹園地で、審議番号18は、畑1筆、面積2,552平方メートルの普通畑で、審議番号19は、畑7筆、合計面積6,073平方メートルの普通畑で、審議番号20は、畑3筆、合計面積3,775平方メートルの普通畑及び樹園地で、審議番号21は、畑1筆、面積

1, 576平方メートルの普通畑で、審議番号22は、畑1筆、面積602平方メートルの普通畑で、審議番号23は、畑6筆、合計面積2,917平方メートルの普通畑で、審議番号24は、畑3筆、合計面積435平方メートルの普通畑で、審議番号25は、畑3筆、合計面積1,058平方メートルの普通畑及び樹園地で、審議番号26は、畑1筆、面積3,706平方メートルの普通畑で、審議番号27は、畑3筆、合計面積5,106平方メートルの樹園地で、審議番号28は、畑3筆、合計面積505平方メートルの普通畑で、審議番号29は、畑1筆、面積405平方メートルの普通畑で、審議番号30は、畑2筆、合計面積5,758平方メートルの普通畑で、審議番号31は、畑2筆、合計面積9,307平方メートルの普通畑で、審議番号32は、畑3筆、合計面積4,080平方メートルの普通畑で、審議番号33は、畑1筆、面積2,439平方メートルの普通畑で、審議番号34は、畑7筆、合計面積19,210平方メートルの普通畑で、審議番号35は、畑5筆、合計面積9,265.1平方メートルの普通畑及び酪農施設で、審議番号36は、畑1筆、面積3,708平方メートルの普通畑で、審議番号37は、畑18筆、合計面積11,657平方メートルの普通畑で、審議番号38は、畑3筆、合計面積1,838平方メートルの普通畑で、審議番号39は、畑2筆、合計面積1,814平方メートルの普通畑で、審議番号40は、畑7筆、合計面積2,972.58平方メートルの普通畑及び樹園地で、審議番号41は、畑1筆、面積1,028平方メートルの普通畑で、審議番号42は、畑7筆、合計面積4,588.87平方メートルの普通畑及び樹園地で、審議番号43は、畑1筆、面積1,384平方メートルの樹園地で、審議番号44は、畑11筆、合計面積15,472平方メートルの普通畑及び樹園地で、審議番号45は、畑4筆、合計面積5,969平方メートルの樹園地で、審議番号46は、畑2筆、合計面積858平方メートルの普通畑として、いずれも概ね管理及び耕作されていました。

つきましては、現地調査を行ったところ、一部管理が不十分な農地等も見受けられましたが、概ね農地として適正に管理並びに耕作されていたものとして回答することが適当であると思われませんが、皆様のご審議の程よろしくお願いたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)



浅海 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第4号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1から審議番号3までを、議案の内容により一括審議としたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 異議なしと認め、審議番号1から審議番号3までを一括審議といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の17ページをご覧ください。

議案第4号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1から審議番号3までを一括して説明いたします。

本案につきましては、松戸税務署長より、20年間の営農継続により納税猶予が確定する農地等の利用状況についての確認依頼があったものです。

農業委員会は現地を調査し、税務署へ回答することとなっています。

なお、税務署への回答期限は令和元年12月26日です。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長

浅海 議長 濱田光一推進委員

濱田 委員 議案第4号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、審議番号1から審議番号3までを一括して報告いたします。

審議番号1は、くぬぎ山地区の対象者の屋敷畑で、梨畑として適切に耕作されていきました。審議番号2は、栗野地区の対象者の屋敷畑及び自宅周辺で、梨及び普通畑として適切に耕作されていきました。審議番号3は、北中沢地区の対象者の屋敷畑で、普通畑として適切に耕作されていきました。

いずれも、自ら所有し、自ら農地として使用しておりましたので問題はないものと判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第4号は可決されました。

浅海 議長 続きます、議案第5号農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定について、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の18ページをご覧ください。

議案第5号農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定について、を説明いたします。

農地法第3条では、農地の所有権移転や貸し借りをを行う場合は、譲受人の資格要件として、北海道を除き、取得後の農地面積の合計が50アール以上でなければならないとされていますが、これを下限面積と言います。

この下限面積にとらわれず、別段の面積を設定する場合は、農地法施行規則第17条第1項に基づき、自然的、経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、面積は10アール単位で、10アール以上であること、定めようとする面積未満での営農者が設定地域内の40パーセントを下らないことと規定されています。

また、第2項では遊休農地が多い場合に、新規就農促進の必要性がある場合の特例が規定されています。

なお、下限面積につきましては、国からの通知により、毎年設定又は修正の必要性を検証し審議することとされています。

当市の状況ですが、第1項関係は、市内の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が、全農家の約7割を占めており、また、第2項関係につきましては、市内の遊休農地率が0.8パーセントと低い現状にあります。

このことから、昨年引き続き、対象地区を市内全域とし、下限面積を50アールとして別段の面積設定は必要ないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

浅海 議長 それでは質疑に入ります。

（「なし」との声多数あり）

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第5号について、事務局の説明のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

浅海 議長 全員賛成により、議案第5号は可決されました。

浅海 議長 以上で、本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続きます、報告事項を上程いたします。

第1号から第4号までを報告いたします。

浅海 議長 事務局の報告をお願いいたします。

田中主任主事 議長

浅海 議長 田中主任主事

田中主任主事 議案書の19ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について2件につきましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きまして、議案書の20ページから21ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について1件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出について5件の計6件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の22ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上です。

浅海 議長 ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

浅海 議長 これにて本定例総会に提出されました報告事項は、すべて終了いたしました。

以上で、令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時40分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和2年1月10日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 時田 将

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石井 栄一